

資 料 編

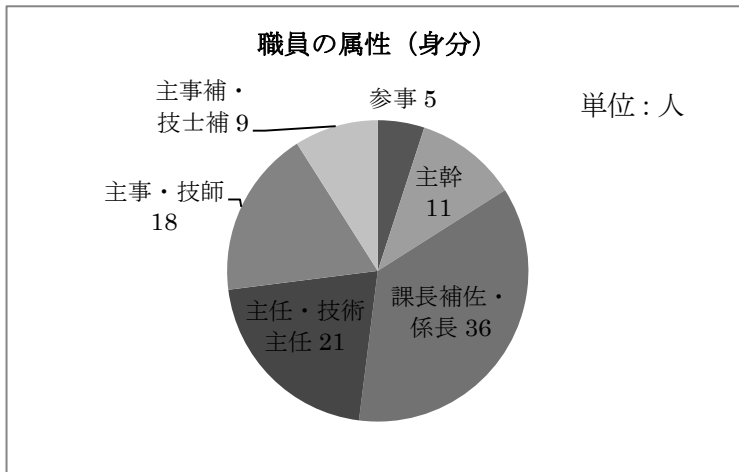
○ 資料 1 「建設局職員等聞き取り調査結果」(本編 6・7 p 関係)	1
○ 資料 2 「局内グループ討議報告書」(本編 8 p 関係)	21
○ 資料 3 「入札制度の変遷等について」(本編 8・9 p 関係)	27

建設局職員等聞き取り調査結果

- I 調査対象 建設局職員で入札情報に係る職員及び本件事案の発生当時元課長と同じ所属であった職員、合計100人
- II 調査期間 平成28年11月4日～平成29年1月8日
- III 調査方法 職員による調査チームが調査票を用いて聞き取り方式で実施
- IV 調査結果 下記のとおり

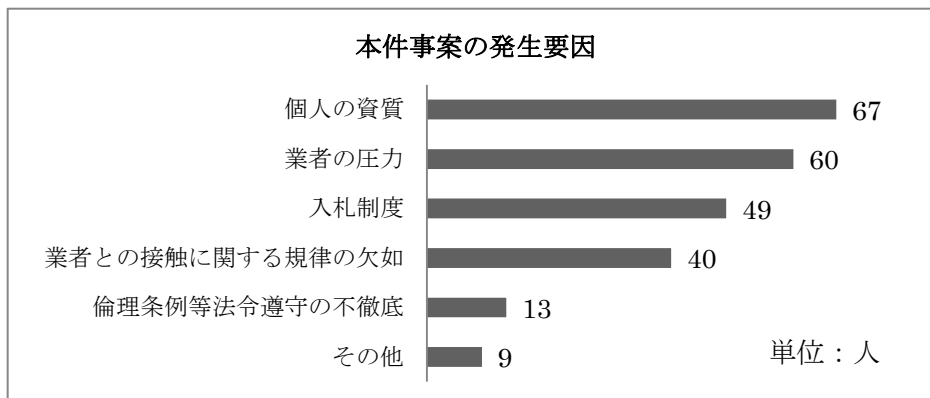
1 職員の所属等

- 職員の所属別人数では、元課長が課長を務めていた道路整備改善課22人と最も多く、次に元課長が課長補佐時代に所属した道路建設課及び北部建設事務所が各13人であった。
- 職員の身分は、課長補佐・係長が最も多く36人（平均在職年数28年）、主任・技術主任が21人（同19年）、主事・技師が18人（同8年）と続く。
※ 在職年数＝市役所入庁後の年数



2 本件事案の認識

本件事案が発生した要因について、8つの要因を提示し、最大3つまでと限定して選択してもらった。「個人の資質」が67人と最も多く、「業者の圧力」が60人、「入札制度」が49人、「業者との接触に関する規律の欠如」が40人と続く。



ア 「個人の資質」について

職員の意見は下記のとおり。(元課長・元局長の人物像、仕事振りは別途3、4に記載)

- ・ 業者との関係が深まる原因が個人的にあったのだろう。
- ・ 一線を越えたのは個人の資質かもしれない。なぜ30万程度で漏洩したのか疑問
- ・ コンプライアンスが欠如していた。
- ・ ふたりをよく知っている訳ではないが、もともとそのようなことをする人ではないと思う。少しずつの積み重ねが、そのようなことになったのではないかと思う。

イ 「業者の圧力」について

- 近年、積算単価等の情報公開が進み、業者は設計金額の算定に関する多くの情報を入手し得るようになったことから、現年度分は非公開とされている市が独自に設定する積算単価（以下「市独自単価」という。）の情報を得ることに注力していることが分かった。市独自単価は、市が数社のメーカーから見積もりを取り設定する。多くの職員がこの市独自単価に係る働きかけを受けたと話している。(6・7業者(利害関係者)との関係参照)

- ・ 単価表や選択条件まで公表されるようになり、業者にとって隠れているところがなくなってきた。
- ・ 業者にとってはどこのメーカーの商品を使っているのかというのが重要で、道路整備改善課にはそれを聞いてくる業者が多い。答えられないと言うと引き下がる業者もいれば、2、3度聞いてくる業者もいる。
- ・ 前年度分の設計図書が公開になるので情報公開の請求は4～6月が特に多く、業者はそれをもとに研究し、7月になると最低制限価格が揃ってくる。

- 違算の指摘を入札参加業者から受けることが増加している。違算とは、市の設計金額の積算に誤りがあることで、入札前に仕様書や見積参考図書を見た業者や入札後(契約後)に積算内訳書を見た業者から自社の積算の金額、使用製品の相違等について指摘を受けることである。職員が受ける指摘には下記のように過度な内容のものもある。市は違算防止のために確認体制を強化しているが、市の設計担当者によれば、業者の指摘の中には市のミスというより見解の相違の類のものも含まれており、複雑な問題だという。

- ・ 市の算定金額は自社の算定金額と違うが、間違っていないかという電話を受けた。
- ・ 自分が行った積算について、その解釈は間違っているとわれ、業者と言い争いになった。
- ・ 業者からの違算の指摘に反論すると、次に担当する工事を止めてやると責められた。
- ・ 違算をすると業者から激しい苦情を受けることになるとのプレッシャーが常にある。計算間違いの起きない(市独自単価の設定のない)製品を使用するようにしている。

- 入札や工事について、職員は業者から様々な問い合わせや要望を受けており、対応に苦慮する内容のものもある。また、市議会議員からの要望等も多いことがわかった。

- ・ 業者から入札メンバーに入れてほしいと言われた。
- ・ 業者から自社算定金額の上か下か(合っているか)と電話で聞かれた。
- ・ 業者に積算単価や見積もり先について聞かれた。

- ・ 業者から積算の考え方について聞かれたことがある。
- ・ 業者から入札前に見積もりを何社からとっているのかと電話で聞かれた。
- ・ 業者から工事の担当者は〇〇さんかと聞かれたので、ルール上教えられないと答えた。
- ・ 業者からどうしてこんな設計をしたのかと恫喝まがいのことを言われた。
- ・ 議員から工事の順番を早くして欲しいとの要望をよく聞く。
- ・ 議員から近所の業者の相談に乗ってやってほしいと言われる。
- ・ 当初予算に計上していない議員の地元の工事について要望があった。
- ・ 要望に対して否定的な回答をすると、国に行く、県に行く、議会で質問する等と強く迫られた。机を叩いて怒り出す議員もいる。
- ・ 議員からは頻繁に入札がらみで会派控室に呼び出しを受ける。
- ・ 議員からの電話が頻繁に課長や係長にかかってきて、その対応については早く動かないといけないのでそれに追われることがある。
- ・ 議員からの要望がひっきりなしで、元課長は席についている暇もないほどだった。
- ・ 議員の要望に適切に対応するために、他市で行っている「要望を記録化して公表するような制度」を作してほしい。

ウ 「入札制度」について

競争入札は、入札の参加業者が発注者の設計図書を参考に自社の実行可能な予算を積算したうえで応札し、予め発注者によって設定された予定価格と最低制限価格の範囲内で競争を行い、地方公共団体に最も有利な価格で入札をした者を契約の相手方とするものである。近年、市販の積算ソフトの性能の向上や積算単価の公表等により、最低制限価格をかなりの精度で算出することが可能となったことから、最低制限価格と同額又はそれに近い額で複数の業者が入札し、抽選により落札者を決定する工事が増加する傾向にある。そのため、最低制限価格の算定のみ注力する業者が増え、入札や最低制限価格の意義が本来とはかけ離れたものとなっていると考える職員が多いことがわかった。また、複数の職員から最低制限価格を事前公表してはどうかとの意見があった。

- ・ こんなに最低制限価格と同額になるのであれば事前公表した方がよい。
- ・ 入札情報は事前公表してほしい。隠す情報があるから圧力があった。
- ・ 今の入札制度は数字あてのゲームのようだ。

【参 考】

本件事案の発生当時の入札制度では、設計金額をもとに予定価格が定められ、その予定価格をもとに最低制限価格が決定された。市では平成12年度から予定価格の事前公表を試行的に行い、その後、その対象となる工事の予定価格を引き下げて公表範囲を拡大したが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく国の方針により、平成23年3月末で試行を中止した。一方で、入札の透明性を確保することを目的として、最低制限価格の算定方法の公表が平成21年10月から始まった。また、平成23年4月には金入設計書の公表が始まり、運用ルールが策定された。その内容は、土木工事にあっては、設計図書の現年度分は契約後に内訳表以上のものを公表し、過年度分は情報公開請求に基づき全部公開するものである。これらの公開情報は工事業者や積算ソフトの会社に多用され、業者の積算精度が上がる結果となった。

公開が始まった平成23年度は、工事関係の公文書公開請求件数が市全体の公文書公開請求1,509件のうち895件に達し、その後、年々増加し、平成27年度には、2,305件中1,965件が工事関係の公文書公開請求で、全体の約85%を占めるに至った。

平成25年3月までは、設計金額をもとに本市独自の方法により予定価格を設定していたが、国の指導でその方法を廃止したため、同年4月から設計金額と予定価格は一致することとなった。つまり、業者が設計金額を算定できれば、算定方法が公表されている最低制限価格も計算できることとなり、より正確に最低制限価格が算定できる状況となった。

年 月	最低制限価格に関する制度変更等	設計図書の公表
21年10月	最低制限価格の算定方法の公表	金入設計書の公表
23年4月	最低制限価格の公表（契約後）	
25年4月	予定価格と設計価格を一致させる。	
28年10月	最低制限価格にランダム係数を導入	

ただし、金入設計書や最低制限価格の考え方が公表されても全ての業者が設計金額を正確に算定できるわけではない。本件事案の贈賄業者は、「最低制限価格で入札する会社が多いので価格を教えてもらわないと取れない。」「姫路市独自で単価設定をしている工事はわかりにくい。」と公判で供述している。工事で使用される資材などの単価のうち、公表されていない単価がある工事は、公表されている情報から推測して単価を計算することができなければ、正確な設計金額を算定することはできないからである。

エ 「業者との接触に関する規律の欠如」について

職員側の業者対応ルール徹底を図るとともに、業者側にも規律を徹底させるための取組みを行う必要があると訴える職員が複数いた。

- ・ 業者にもルール（入札に関する質問期間の厳守や口頭による質問の禁止等）を知らしめる対策を講じてほしい。
- ・ 業者が近い存在で、顔ぶれも一緒に事件の起こりやすい環境にある。業者が規律を守らないので、業者にも規律を徹底させるべき。
- ・ 本件事案の発覚後、2人で現場に行くように決まったが、それまではそういう決まりがなく、ルールが確立されていなかったことが問題だ。
- ・ 業者に教えてよい情報と教えてはいけない情報の区別にあいまいな部分があるので、そういうところを徹底した方がよい。
- ・ 局長室に自由に入れる仕組みがよくなかった。
- ・ 業者との間で貸し借りがあったのではないかな。

オ 「倫理条例等法令遵守の不徹底」について

倫理条例の内容の徹底が不十分であると答えた職員が複数いた。また、職場で倫理等の研修を受ける機会がなかったと答えた職員もいた。

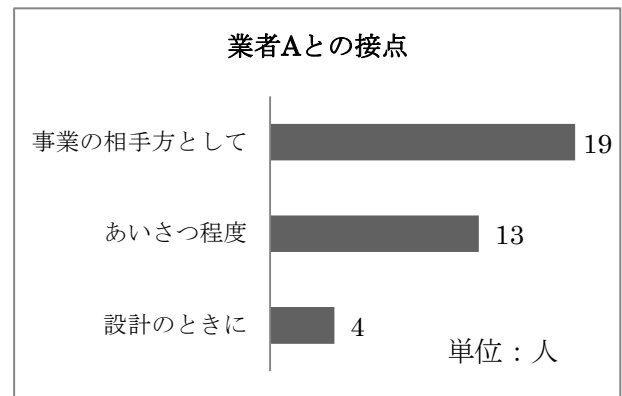
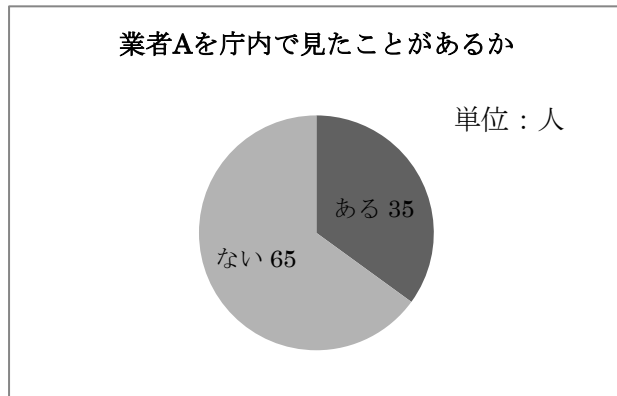
- ・ ニュースを見て倫理条例が徹底されていないと思った。
- ・ 倫理制度等に関する研修は職場内ではなかった。採用時に研修で聞いたかもしれないが忘れてしまった。
- ・ 朝礼等で倫理制度に関する指示を聞いたことがない。

カ その他

- ・ 積算システムを業者が持っていて、実際に計算の精度が上がっていると思う。
- ・ 価格がピッタリと合いはじめたのは最近のことである。民間の積算システムが向上しているためではないか。
- ・ 設計情報は電子決裁の中で過去の分も含めて容易に見ることができるので問題があると思う。

3 元課長の事案

- 業者 A を庁内で見たことがある職員は 35 人いた。3 人に 1 人の職員が業者 A を知っていたことになる。業者 A については、下記のとおり職員の証言がある。



- ・ 古くからの業者という感じをもっていた。
- ・ 現場で一緒になったことがある。気さくな感じの人物であった。
- ・ 営業で6階（建設局の入るフロア）を流しているのを何度か見た。
- ・ 現場できちりやってくれる会社という印象である。

- 業者 A との接点があった職員 36 人のうち「事業の相手方として」が 19 人、「あいさつ程度」が 13 人、「設計のときに」が 4 人であった。
- 業者 A から入札情報（積算単価、最低制限価格等）の提供や便宜の提供を求められたことがある職員はいなかった。
- 業者 A と元課長が 2 人だけで話しているのを見たことがある職員は 10 人いた。また、業者 A と元課長の不適切な関係について噂を聞いた職員はいなかった。

- ・ 元課長が道路建設課課長補佐時代に、業者 A が職場の中に入ってきて丸いすに座り、元課長と親しげに話している様子を何度か見た。行き過ぎた感じを受け、他の職員もそう感じていた。

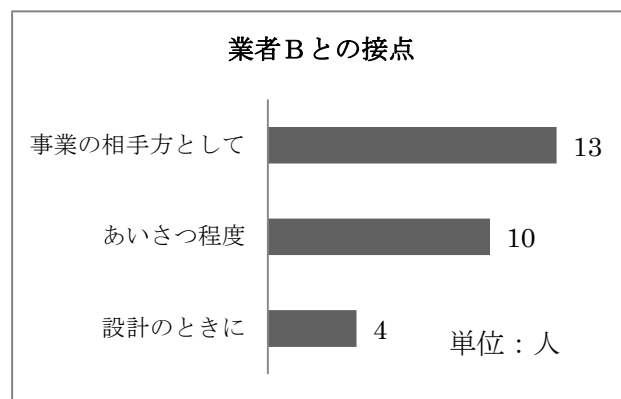
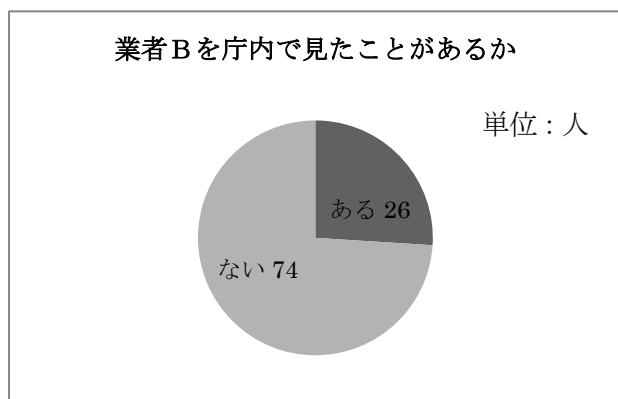
- 元課長の人物像、仕事振り等について、他の部課長や元部下の見方は下記のとおり。元部下については若手職員（技師）から中堅職員（課長補佐・係長）まで総じて評価が高く、好印象を持って

いたことがわかった。また、元課長が議会対応にかなり時間を割いていたこともわかった。

- ・ 仕事熱心でしっかりしていた。
- ・ リーダーシップがあるが、ワンマンとも言える。
- ・ 明るくて面倒見がいい人で、マイナス面はない。
- ・ 業者とは仲良くやっていたが、もう少し規律をもって接した方がよいと思っていた。
- ・ 難しい案件に力を入れてくれる人であった。
- ・ 部下の面倒見がよく、仕事の結論を出すのが早かった。
- ・ 自治会との接触や議会の対応もうまかった。
- ・ 議会対応に重点を置いていた。
- ・ 1日に15回ほど議会から呼ばれていたと聞いていた。
- ・ 議会にずっと行っていて、課長席にいたイメージがない。

4 元局長の事案

- 業者Bを庁内で見たことがある職員は26人いた。4人に1人の職員が業者Bを知っていたことになる。業者Bについては、下記のとおり職員の証言がある。



- ・ 難しい工事案件の仲立ちをしたりして、市の信頼を得ていた。
- ・ 30年以上前から市役所に出入りしていた。
- ・ 困った時に頼むと仕事がスムーズに運ぶ人だと聞いたことがある。
- ・ 道路整備改善課の緊急事業者であった会社の社員で、何度も会った。
- ・ 平成27年度に局長を訪ねてきたことがあった。

- 業者Bと接点があった職員は27人おり、「事業の相手方として」が13人、「あいさつ程度」が10人であった。
- 業者Bから入札情報（積算単価、最低制限価格等）の提供や便宜の提供を求められたことがある職員はいなかった。
- 業者（業者Bを含む。）と元局長との不適切な関係の噂を聞いたことがある職員はいなかった。
- 業者Bと元局長が2人だけのところを見た職員は2人で、「工事のことで局長室に呼ばれたら業者Bがいた」と話した。また、業者B以外の業者が元局長と局長室で2人だけのところを見た職員も2人いた。
- 元局長の人物像、仕事振り等については下記のとおりで、多くの職員が若い職員とも気さくに接

する人柄の良さを讃えた。

- ・ 判断が早く、自分で決断できないときに相談に行くと、答えを早く出してくれる人だった。
- ・ 局長ということを忘れるような人柄で、説明、判断、さばきがうまくて早い。
- ・ 決裁を持っていくと「ご苦労さん」とか「大変やな」と声をかけてくれた。仕事の事もよく理解されていた。
- ・ 面倒見がいい人で、局内の人とコミュニケーションをとっていた。
- ・ 明るい人でよく声を掛けてくれた。

5 職員、業者の風評

○ 業者等と飲食している職員の風評を聞いた職員は1人いた。

- ・ 噂は聞いたことがあるが、具体的な事柄ではなく信憑性は不明

○ 頻繁に職員を誘う業者、個人等の噂を聞いた職員は1人いた。

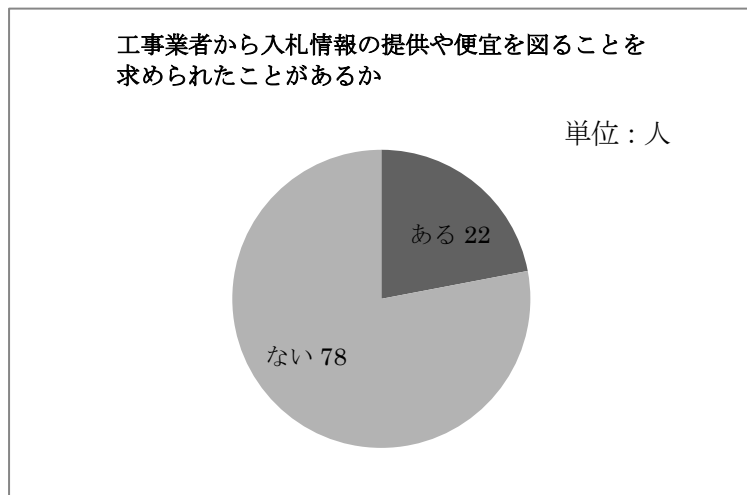
- ・ 以前、特定の業者が職員によく飲みに行こうと誘っていた。

○ 本件事案の発覚後、噂になった本市発注工事、職員、業者について知っている職員は5人いた。

- ・ 他に警察の聴取を受けている職員がいると聞いた。
- ・ 既に退職した職員が現役の頃に業者とよく飲みに行っていたという噂を聞いた。
- ・ 本件事案の発覚後、長期で休んでいる職員が噂にのぼった。
- ・ 事件の後にあやしい工事があるという噂があったが、信憑性のあるものではなかった。
- ・ 業者が、契約課や工事技術検査室は情報が集まる所なので不正があるのではないかと噂をしていたのを聞いた。

6・7 業者（利害関係者）との関係

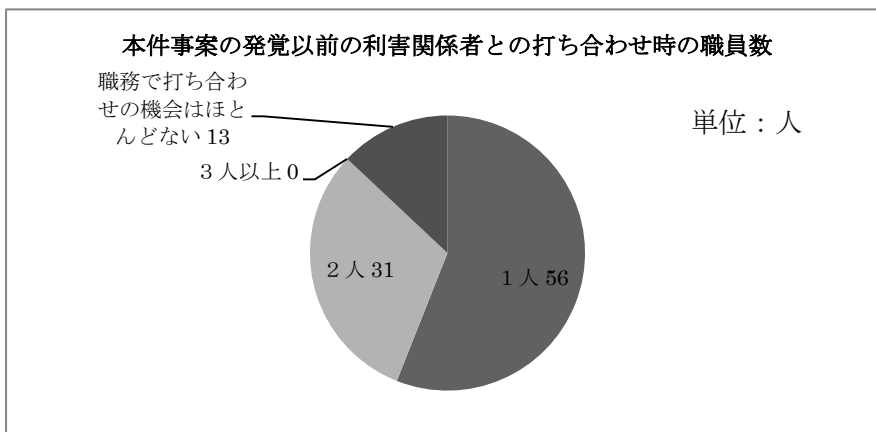
○ 工事業者から入札情報（積算単価、最低制限価格等）の提供や便宜を図ることを求められたことがある職員は22人いた。業者の働きかけで最も多いのは、市独自単価（現年度分は非公表）を設定する「見積もり品」に関する情報を聞き出すことであることが分かった。最も若い「技師補」の身分の職員も働きかけを経験していた。



- ・ 価格を聞いてくる業者がいる。積算の内容を聞いてくる業者が増えている。
- ・ 仕事が減ってきている中、営業活動を逸脱したような行動が常態化しており、ストレートに設計金額を聞いてくる業者がいる。
- ・ 自社の設計金額を提示し、市の設計金額と合致しているか確認を求められた。
- ・ 他の業者は（積算単価等を）教えてもらっていると行ってかまをかけてくる業者がいた。
- ・ 見積もり先や見積もり数等をよく聞いてくる。
- ・ 担当者名や積算の考え方を直接聞かれることがあった。特殊部品のメーカーを聞いてくる業者もあった。

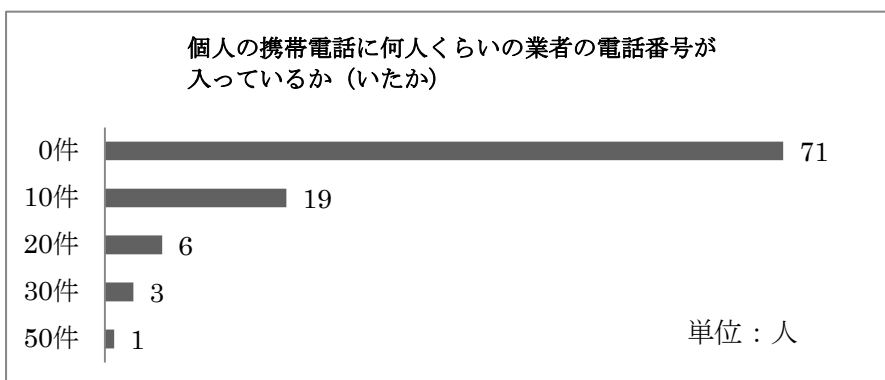
○ 業者等の利害関係者との打ち合わせを市役所（支所や出先を含む。）や当該事務事業の現場以外の場所（利害関係者事務所、喫茶店等）でしたことがある職員は6人いた。うち1人の職員は、「昔に喫茶店で打ち合わせをしたことがあった」と答えた。

○ 本件事案の発覚以前における、利害関係者と打ち合わせを行う際の職員の人数は、「1人」と答えた職員が56人で最も多く、「2人」が31人、「職務で打ち合わせの機会はほとんどない」が13人と続く。



○ 利害関係者に個人の電話番号を教えたことがある職員は32人いた。また、個人の携帯電話に入れている（入っていた）業者の電話番号の件数は、「10件程度」が19人、「20件程度」が6人、入っていないと答えた職員が71人いた。教えた理由として「緊急対応のため」という職員が多かった。

また、道路整備改善課にいた時は、業者の電話番号が30件以上入っていたという職員もいた。



○ 職員と業者との接触が最も多くなる時期は、工事の「施工段階」と答えた者が77人と最も多く、「入札段階」及び「設計段階」もそれぞれ3人いた。

○ 利害関係者から物品（歳暮、中元、商品券等）の受領を求められた職員は2人いた。1人は「かなり昔のこと」と話した。

・ 道路整備改善課に在籍していた頃に、何の接点も無かったのにいきなり自宅に菓子が送られて来た（3,500円程度）。住所を探して半返ししたら、そんな意味ではなかったと言われた。

○ 利害関係者から会食（職務上必要な会議等や会費制のパーティー・懇親会における会食を除く。）に誘われたことがある職員は3人いたが、全員が誘いを断っていた。2人は「かなり昔のこと」と答えた。

・ 工事終了の打ち上げに誘われたことがある。

○ 利害関係者から金銭（無利子の場合を含む。）、物品又は不動産の貸し付けの申し出を受けた職員はいなかった。

○ 利害関係者に限らず、入札情報以外で法令に違反する可能性があると思われる情報の提供を求められたことがある職員は1人いた。

・ 業者から直接的ではなく、地元の関係者から工事について聞かれたことがあった。

○ 利害関係者とプライベートな付き合いがある職員は1人いた。付き合いはないが、子どもの幼稚園が一緒でその保護者が利害関係者だった、高校の先輩が業者（利害関係者）だったという職員もいた。

・ 同級生の業者がいて、同窓会で顔をあわせる。

8 入札情報の管理状況

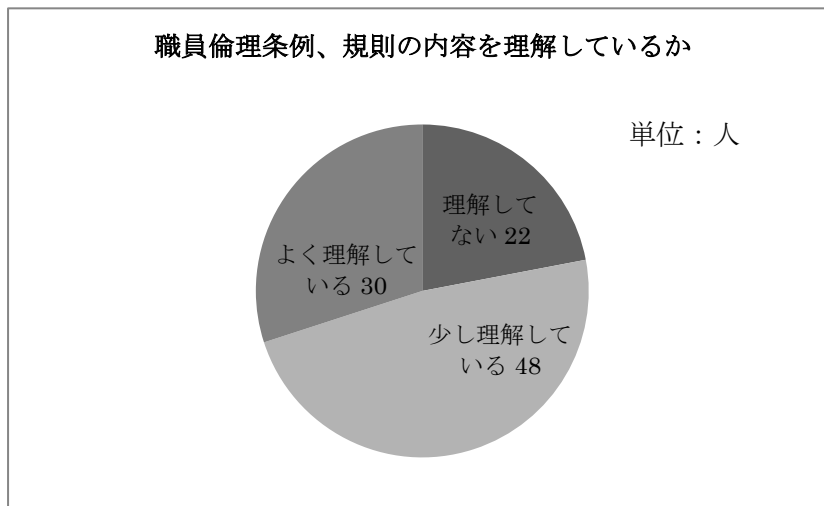
○ 設計金額が漏れているという噂を聞いたことがある職員は19人いた。ほぼ5人に1人が噂を聞いていたことになる。19人の対応は、確認・調査した者が2人、そのうち1件は入札が中止になった。調査するには情報不足であったが、上司、職場に情報提供した者が3人、信憑性がない等の理由で何もしなかった者が11人いた。

・ 入札で工事を取れなかった業者が噂をしているのを聞いた。
・ 漏洩の噂は業者から聞いたが、信憑性がなく信じていなかった。
・ 価格が漏れているという噂を漠然と聞いたことがあったが、単なる噂かなと思った。
・ 平成26年、27年頃、漏れているのではと言って来た業者がいた。
・ 入札金額が同額で並ぶのを見て、業者が噂しているのを聞いたことがある。
・ 本件事案の発覚後に、業者が具体的な工事名等は挙げずに、疑っていたと言っていた。
・ 業者が全く落札できず、設計金額が漏れているとしか考えられないと言って来たことがある。
・ ある業者が、たまたま連続で落札したことがあり、他の業者から漏洩しているのではと言われた。

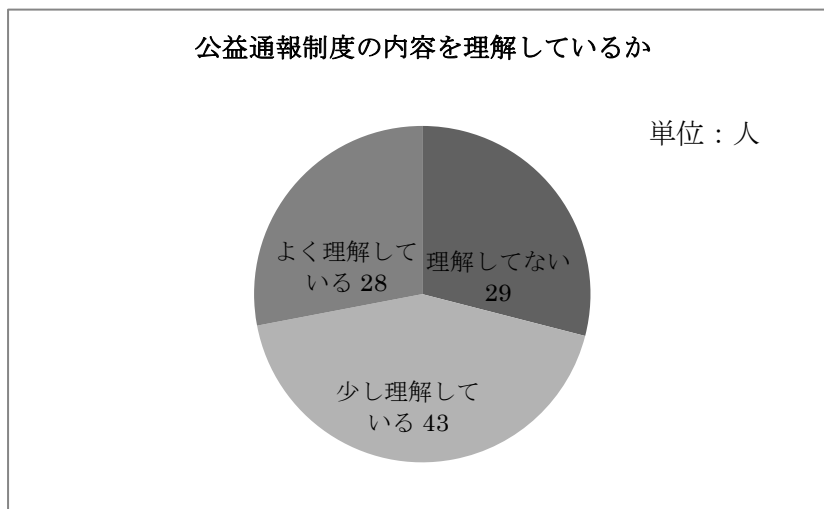
- 設計図書の保管は施錠可能な場所で適切に行われていると答えた職員は83人いた。一方で、そうでないと答えた職員は9人で、「鍵を掛けない（掛け忘れた）ことがあった」と答えた。

9 職場風土、倫理関係制度の理解

- 所属の職場が上司、同僚に相談しやすい環境にあると答えた職員は95人いた。
- 本件事案の発覚前、職場に業者との過度な接触を戒める雰囲気があり、それに関する指示が行われていたと答えた職員は40人、そうでないと答えた職員は60人いた。
- 部下を持つ職員で、部下の個人的な状況（借金、遊興等）を把握できていると答えた職員は28人、できていないと答えた職員は43人いた。
- 職員倫理条例、規則の内容について、「理解していない」が22人、「少し理解している」が48人、「よく理解している」が30人であった。よく理解していると答えた職員は、「主任試験に出るかもと思って勉強した」と話した。少し理解していると答えた職員は、「採用時の研修でよく教えてもらったがその後何もない」と話した。また、「若い職員は職員倫理条例等の冊子が配られていないので渡した方がよい」との意見があった。



- 公益通報制度の内容について、「理解していない」が29人、「少し理解している」が43人、「よく理解している」が28人であった。



- 不当要求行為に関する相談を行政管理課（行政不当要求行為対策担当）で行っていることを知っている職員は92人いた。
- 業者からの贈答品は行政管理課で返送していることを知っている職員は72人で、知らない職員は28人いた。グループミーティングで聞いたので知っていると話した職員が数人いた。

10 再発防止に関する意見等

再発防止策について自由に意見を述べてもらった。複数の意見があったテーマについては下記のとおり整理した。

- 積算単価等に関すること
 - ・ 市独自単価を無くして標準単価のみ使用するべきである。国・県はそうしている。
 - ・ 京都市や岡山市は見積もり製品の単価（市独自単価）を公表しており、本市も公表すべきである。現在はメーカーに顔が効く業者が断然有利である。
- 入札制度に関すること
 - ・ 事前に最低制限価格の公表を行うべきである。
 - ・ ランダム係数の幅を広げるべきである。他都市はもっと大きい。
 - ・ ランダム係数は非常に良い制度であるが、他都市と比較すると振れ幅が少ない。大阪や京都は本市の5倍程度である。これくらいあれば1,000円単位で圧力をかけてくる業者が減ると思う。
- 設計部門と施工部門の分離に関すること
 - ・ 国は設計担当と施工担当が違う。施工（現場）をしていたら業者と仲良くしなければならぬが、設計金額を知らずに業者と話しができる点が良い。一方で設計金額を知らずに施工ができるのかという心配もある。
 - ・ 設計と施工は切り離した方がよいと思うが、施工（現場）のことをある程度知った人が設計（積算）しないとうまくいかない気がする。
 - ・ 設計と施工を分離し、積算業務に集中できる環境を作るべきである。

【聞き取り調査集計表】

1 職員の属性

回答者数	100
------	-----

建設総務部	1
道路部	2
公園部	1
建設総務課	9
用地対策課	1
道路管理課	5
道路整備改善課	22
街路建設課	11
道路建設課	13
北部建設事務所	13
公園緑地課	8
公園整備課	10
河川管理課	1
河川整備課	2
姫路駅周辺整備室	1

参事級(部長)	5
主幹級(課長)	11
課長補佐・係長	36
主任・技術主任	21
主事・技師	18
主事補・技士補	9

2 本件事案の認識

1 このような事件がおきた要因について、どう考えているか。下記から最大3つまで選択すること

1.個人の資質	67
2.業者の圧力	60
3.入札制度	49
4.積算システム	4
5.決裁システム	4
6.職場内コミュニケーションの不足	1
7.倫理条例等法令遵守の不徹底	13
8.業者との接触に関する規律の欠如	40

3 元課長の事案

1 業者Aを庁内で見たことがある

1.ある	35
2.ない	65

2 業者Aと接点があった

1.あいさつ程度	13
2.設計のときに	4
3.入札のときに	0
4.事業の相手方として	19

3 業者Aから入札情報(設計単価、最低制限価格)の提供や便宜の提供を求められたことがある

1.ある	0
2.ない	100

4 業者Aと元課長が2人だけで話しをしているのを見たことがある

1.ある	10
2.ない	90

5 業者Aと元課長の不適切な関係について噂を聞いたことがある

1.ある	0
2.ない	100

6 業者A以外に元課長と業者との関係で不適切な噂を聞いたことがある

1.ある	0
2.ない	100

4 元局長の事案

1 業者Bを庁内で見たことがある

1.ある	26
2.ない	74

2 業者Bと接点があった

1.あいさつ程度	10
2.設計のときに	4
3.入札のときに	0
4.事業の相手方として	13

3 業者Bから入札情報(設計単価、最低制限価格)の提供や便宜の提供を求められたことがある

1.ある	0
2.ない	100

4 業者Bと元局長が2人だけで話しをしているのを見たことがある

1.ある	2
2.ない	98

5 業者Bと元局長の不適切な関係について噂を聞いたことがある

1.ある	0
2.ない	100

6 業者B以外の業者が元局長と局長室で2人だけのところをみたことがある

1.ある	2
2.ない	98

7 業者B以外に元局長と業者との関係で不適切な噂を聞いたことがある

1.ある	0
2.ない	100

5 職員、業者の風評

1 業者等から金品等を授受、また飲食しているのではないかとの風評のある職員を知っているか

1.はい	1
2.いいえ	99

2 瀬雑に職員を誘う業者、個人等の噂を把握しているか

1.はい	1
2.いいえ	99

3 事件後噂になった工事、職員、業者はいるか

1.はい	5
2.いいえ	95

6 業者(利害関係者)との関係

1 工事業者から入札情報(設計単価、最低制限価格など)の提供や便宜を図ることを求められたことがあるか

1.ある	22
2.ない	78

2 そのとき誰かに相談したか

1.上司に相談した	8
2.同僚に相談した	2
3.左記以外の者に相談した	0
4.誰にも相談していない	7

3 職務上の利害関係者等との打ち合わせを市役所(支所や出先を含む)や当該事務事業の現場以外の場所(利害関係者事務所、喫茶店等)でしたことがあるか

1.ある	6
2.ない	94

4 事件以前、職務上の利害関係者との打ち合わせを市側は何人ですることが多かったか

1.1人	56
2.2人	31
3.3人以上	0
4.職務で打ち合わせの機会はほとんどない	13

5 職務上の利害関係者に個人の電話番号を教えたことがあるか

1.ある	32
2.ない	68

6 個人の携帯電話に何人くらいの業者の電話番号が入っているか又はいたか

1.0件	71
2.10件	19
3.20件	6
4.30件	3
5.40件	0
6.50件	1
7.50件以上	0

7 工事業者との接触が最も多くなる時期はいつか。

1.(工事の)計画段階	0
2.(工事の)設計段階	3
3.(工事の)入札段階	3
4.(工事の)施工段階	77

8 職務上の利害関係者等から物品(歳暮、中元、商品券等)の受領を求められたことがあるか

1.ある	2
2.ない	98

9 職務上の利害関係者等から会食(職務上必要な会議等や会費制のパーティ、懇親会における会食を除く)に誘われたことがあるか

1.ある	3
2.ない	97

7 1 職務上の利害関係者等から金銭(無利子の場合を含む)、物品又は不動産の貸し付けの申し出があったことがあるか

1.ある	0
2.ない	100

2 職務上の利害関係者等に限らず、入札情報以外で法令に違反する可能性があると思われる情報の提供を求められたことがあるか

1.ある	1
2.ない	99

3 職務上の利害関係者とプライベートな付き合いがあるか

1.ある	1
2.ない	99

8 入札情報の管理状況

1 設計価格が漏れているという噂を聞いたことがあったか

1.ある	19
2.ない	81

2 その時どう対応したか

1.確認、調査した	2
2.調査するには情報不足だったが上司に報告はした	3
3.何もしていない	11
4.その他(覚えていない等)	3

3 設計書の保管は施錠可能な場所で適切に行われてきたか

1.はい	83
2.いいえ	9

9 職場風土、倫理関係制度の理解

1 上司、同僚に相談しやすい環境にあるか。

1.ある	95
2.ない	5

2 事件以前、業者との過度な接触を戒める雰囲気があったか。また、それに関する指示が行われていたか

1.ある	40
2.ない	60

3 部下の個人的な状況(借金、遊興、女性関係)も把握ができているか

1.いる	28
2.ない	43

4 職員倫理条例、規則(姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例、規則)の内容を理解しているか

1.理解してない	22
2.少し理解している	48
3.よく理解している	30

5 公益通報制度(違法行為の通報を行政管理課長、指定弁護士にすることができる制度)の内容を理解しているか

1.理解してない	29
2.少し理解している	43
3.よく理解している	28

6 不当要求行為に関する相談を行政管理課(行政不当要求行為対策担当)で行っていることを知っているか

1.はい	92
2.いいえ	8

7 業者からの贈答品は行政管理課で一括返却できることを知っているか

1.はい	72
2.いいえ	28

1 職員の属性

1 現在の所属等

局名	部名	課名	役職	名前	年齢	入庁何年目	職員番号

※年齢及び入庁は29年4月1日現在

2 事件当時の所属・役職及び本人から見た元課長、元局長との関係

	所属	役職	元課長	元局長
25年度				
26年度				
27年度				

※関係:上司、部下等

2 事件の認識

1 このような事件がおきた要因について、どう考えているか。下記から最大3つまで選択すること

- 1. 個人の資質
- 2. 業者の圧力
- 3. 入札制度
- 4. 積算システム
- 5. 決裁システム
- 6. 職場内コミュニケーションの不足
- 7. 倫理条例等法令遵守の不徹底
- 8. 業者との接触に関する規律の欠如
- 9. その他(様式2へ)

2 最低制限価格と同じ価格で数社もの業者が入札することについて

- 1. いづつごろからこのようなことが起こっているのか。(様式2へ)
- 2. このようなことが可能となる要因をどう考えているか。(様式2へ)

3 元課長の事案

- 1 業者Aを庁内で見たことがある
- 2 業者Aと接点があった
- 3 業者Aから入札情報(設計単価、最低制限価格)の提供や便宜の提供を求められたことがある
- 4 業者Aと元課長が2人だけで話しをしているのを見たことがある
- 5 業者Aと元課長の不適切な関係について噂を聞いたことがある
- 6 業者A以外に元課長と業者との関係で不適切な噂を聞いたことがある

- 1. あいさつ程度
 - 2. 設計のときに
 - 3. 入札のときに
 - 4. 事業の相手方として
- 1. ある
 - 2. ない
 - 1. ある
 - 2. ない
 - 1. ある
 - 2. ない
 - 1. ある
 - 2. ない

4 元局長の事案

- 1 業者Bを庁内で見たことがある
- 2 業者Bと接点があった
- 3 業者Bから入札情報(設計単価、最低制限価格)の提供や便宜の提供を求められたことがある
- 4 業者Bと元局長が2人だけで話しをしているのを見たことがある
- 5 業者Bと元局長の不適切な関係について噂を聞いたことがある
- 6 業者B以外の業者が元局長と局長室で2人だけのところをみたことがある
- 7 業者B以外に元局長と業者との関係で不適切な噂を聞いたことがある

- 1. あいさつ程度
 - 2. 設計のときに
 - 3. 入札のときに
 - 4. 事業の相手方として
- 1. ある
 - 2. ない
 - 1. ある
 - 2. ない
 - 1. ある
 - 2. ない
 - 1. ある
 - 2. ない

5 職員、業者の風評

- 1 業者等から金品等を授受、また飲食しているのではないかとこの風評のある職員を知っているか
- 2 瀬雑に職員を誘う業者、個人等の噂を把握しているか
- 3 事件後噂になった工事、職員、業者はいるか

- 1.はい 2. いいえ
1.はい 2. いいえ
1.はい 2. いいえ

6 業者(利害関係者)との関係

- 1 工事業者から入札情報(設計単価、最低制限価格など)の提供や便宜を図ることを求められたことがあるか
- 2 そのとき誰かに相談したか
- 3 職務上の利害関係者等との打ち合わせを市役所(支所や先を含む)や当該事務事業の現場以外の場所に相談した 2 同僚に相談した 3 左記以外の者に相談した 4 誰にも相談していない
- 4 事件以前、職務上の利害関係者との打ち合わせを市側は何人ですることが多かったか 1.1人 2.2人 3.3人以上 4.職務で打ち合わせの機会がほとんどない
- 5 職務上の利害関係者に個人の電話番号を教えたことがあるか
- 6 個人の携帯電話に何人くらいの業者の電話番号が入っているか 又ははいたか
- 7 工事業者との接触が最も多くなる時期はいつか
- 8 職務上の利害関係者等から物品(お歳暮、お中元、商品券等)の受領を求められたことがあるか
- 9 職務上の利害関係者等から会食(職務上必要な会議等や会費制のパarty・懇親会における会食を除く)に誘われたことがあるか
- 7 1 職務上の利害関係者等から金銭(無利子の場合を含む)、物品又は不動産の貸し付けの申し出があったことがあるか
- 2 職務上の利害関係者等に限らず、入札情報以外で法令に違反する可能性があると思われる情報の提供を求められたことがあるか
- 3 職務上の利害関係者とプライベート付き合っているか

- 1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.ある 2. ない

8 入札情報の管理状況

- 1 設計価格が漏れているという噂を聞いたことがあったか
- 2 その時どう対応したか
- 3 設計書の保管は施錠可能な場所ですぐに行われなかったか

- 1.ある 2. ない
1.はい 2. いいえ
1.はい 2. いいえ

9 職場風土、倫理関係制度の理解

- 1 上司、同僚に相談しやすい環境にあるか
- 2 事件以前、業者との過度な接触を戒める雰囲気があったか。また、それに関する指示が行われていたか
- 3 部下の個人的な状況(酒、借金、遊興)も把握ができていますか
- 4 職員倫理条例、規則(姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例、規則)の内容を理解しているか
- 5 公益通報制度(違法行為の通報を行政管理課長、指定弁護士にすることができているか)
- 6 不当要求行為に関する相談を行政管理課(行政担当)で行っていることを知っているか
- 7 業者からの贈答品は行政管理課で一括返却できることを知っているか

- 1.ある 2. ない
1.ある 2. ない
1.いる 2. ない
1.理解していない 2.少し理解している 3.よく理解している
1.理解していない 2.少し理解している 3.よく理解している
1.はい 2. いいえ
1.はい 2. いいえ

10 再発防止

- 1 事件の再発防止のために自ら取り組みようと考えていることを2つあげてください
- 1 (様式2へ)
- 2 (様式2へ)

局名	部名	課名	役職	名前

様式2

特記事項等調書

1 職員の属性

・
・

2 事件の認識

・
・
・

3 元課長の事案

・
・
・
・

4 元局長の事案

・
・
・
・

5 職員、業者の風評

・
・
・
・

6 業者(利害関係者)との関係

7・

・
・
・

8 入札情報の管理状況

・
・

9 職場風土、倫理関係制度の理解

・
・
・
・

10 再発防止

・
・
・
・

このページは、白紙です。

局内グループ討議報告書【概要版】

1 実施日時	平成29年1月16日(月)～30日(月)
2 参加所属名	全部局【22部局】
3 参加者名 (リーダー、書記含む)	全倫理監督者(22名)オブザーバーとして参加
4 原因(課題) [多数意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の資質(倫理観の欠如)。 ・ 複数で対応すべきところ職員単独(1人)で対応した。 ・ 地元等の困難事案を業者に助けてもらったことに恩義を感じた。 ・ 長期在課により、特定業者との関係が親しくなった。 ・ 土木工事の業者間の競争が激化し、職員に対する誘惑が増えた。 ・ 業者側の専門性が高い場合は、つい依存してしまう。 ・ 事業課特有の役所の論理があった。 ・ 土日祝日等の緊急時に、業者へ依頼し恩義に感じてしまう。
[少数意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真面目で責任感の強い人が、問題をおこす、お決まりの結果。 ・ 補助事業に該当しない場合、業者に無理を言う恐れがあり、これが貸し借りの始まりとなる。
5 改善策(防止策) [多数意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者や議員からの口利き要望等は全て記録する。 ・ 常に複数人で対応する(業務対応も全て)。 ・ 窓口にカメラ設置や協議スペースのオープン化。 ・ 予定価格等を可能な範囲で公表するなど入札制度の見直し。 ・ 個人の携帯電話を業務に使用しない(公用携帯の配備)。 ・ 職場内でのコミュニケーション向上(緊密な連携や相談体制) ・ ジョブローテーションを定期的実施。 ・ 職員相談窓口の設置及び研修の充実(全職員へ倫理研修)。
[少数意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理携帯カードを作成し、全職員に携帯させる。 ・ 普段からの服装、髪の基本を具体的に示す。 ・ 給与明細書等にメッセージを記載する。
6 職場の外部リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各所属における外部リスク《別紙参照》

7 その他意見	<ul style="list-style-type: none">・ 個人の資質だけに片付けず、組織として防止策を検討すべき・ 倫理条例や公益通報制度を全職員へ浸透させる機会も必要。・ 慢性的な人員不足が不祥事と隣合わせになっている。・ 契約案件の働きかけは全記録し、上司及び関係部署へ報告する仕組みが必要。・ 具体的にこれはダメという事案を示して欲しい。・ 元課長に比して元局長の情報が少なすぎる。
---------	--

局内グループ討議（職場の外部リスク）

議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務、事務用品の購入や行政視察に係るチケットの手配など、長期間、同じ業者であれば、不正を疑われたり、不祥事につながる可能性があるので、業者を変更することも検討すべきである。 ・議員との関わりにおいて、無理な依頼をはっきりと断ることができるように、日頃から一定の距離を置いて接する。
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・企画政策推進室や地方創生推進室は、入札情報などは持っていないが、市政の重要案件に係る情報を持っているので、常に文書の整理を行い、機密情報の取り扱いについて十分注意する。 ・広報課は複数人で担当する体制が整っているが、常にリスクはあるという認識で取り組みたい。 ・危機管理室は補助金交付事務があるので、補助団体から品物をもらうことなどが無いよう注意する。
総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報政策室では業者とのやり取りが多い。業者に無理なことを言わなくても済むように契約方法にも改善すべき点がある。 ・行政管理課の郵便担当は職員の隣で仕事をしているが、業者との付き合い方には一線を引く。業務委託契約等は、慣れた業者に継続してやってもらいたい気持ちが職員の心に潜んでいる場合があるので、業者に付け入れられないよう注意が必要である。 ・人事課では職員の個人情報を多数保有しているので、外部流出のリスクを管理する。 ・研修厚生センターでは研修講師は会社と契約することにしており、業者とは親しくなりすぎない対応をとっている。
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の計算に必要な特定資材の価格について問い合わせが多く、特定の業者が有利になるような回答をしてしまう危険があるので、常にどこまで情報を知らせてよいかを意識しながら対応している。 ・委託契約の内容等について、公表しても良い内容かどうか、ぎりぎりのところを質問してくる。その場合も特定の業者だけに知らせると有利にさせてしまう可能性があるため、特に注意が必要。 ・工事等担当職員と請負業者は職務の必要上、個人の携帯番号を教えてしまうと、親しくなりすぎてしまう危険がある。特に同じ職場に長く在籍するとその機会は多くなる。 ・発表前の予算額等、公表してはいけない情報が執務室に入ることができる外部の人の目に触れる可能性があるため、書類の管理等には細心の注意が必要。 ・税務部では、高度な個人情報を管理しているため守秘義務がかされており、原則本人以外には情報を公開することはできないが、本人以外の者から情報の提供を求められることが多々あるため、常に注意して業務を行っている。

	る。
市民局	技術職だけではなく、事務職でも業務委託等で業者との付き合いが発生する。業務委託の場合は工工程ははっきりとした積算根拠がなく担当の裁量が比較的大きいため、新規参入業者からの働きかけがあったこともある。
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の倫理感覚がマヒし、普段から業者と仲良くなっていること。 （例えば、近所付き合い、外出先での会話、缶ジュースのやりとり、勧めたばこ 等から業者と懇意になるリスクが生じる） ・ 業者と仲良くして円滑に業務を遂行しようとする考え方が危険。 ・ 工事の金額を知っている職員が業者と接触すること。 ・ 職員が金額を知っていることもリスクである。
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事業者以外にも補助金交付団体や指導監査対象団体と業務上の接触が多いため、業者と同様に慎重な対応が必要である。 ・ 入札業務に関わる職員に限らず、業者との私的な付き合いが思わぬ利益供与につながりかねないため、業者対応には慎重を期する必要がある。 ・ 庁舎内に業者が入り込んでいる状況にあるため、執行伺額など内部情報の取り扱いには厳重に注意する必要がある。 ・ 窓口のある職場においては職場内の会話が来客者に漏れることもあるため、情報漏えいの恐れがある。 ・ 委託業者と同室で業務を行っている職場では（星の子ステーション）情報管理に注意が必要。
観光交流局	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンペ等の実施の場合、事業者からの積極的な情報収集に対応すると、各事業者への平等な情報提供が阻害される。 ・ 補助金の交付、委託の発注は、市民や企業との協働の取り組みであり、信頼関係を築くことが必要であるが、その一つとして宴会等の同席を求められることがある。
産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人で抱え込むことが無いように、職場内の風通しを良くする、コミュニケーションが活発な職場環境作りが必要だが、上司（ベテラン職員）と部下（若手職員）の間で認識の差が生じていないか。 ・ 相手方との信頼関係を築くのも業務上必要であり、これが一線を越えた関係になる恐れもあることから、徹底した認識が必要。
都市局	組合施行の区画整理事業の場合、市施行と異なり発注と設計が同一であることがリスクである。
建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁過程で積算金額を知り得る人数が多く、パソコンを通じて確認できる。 ・ 現場の緊急対応のため、個人の携帯番号を教えざるを得ない。 ・ 現場の打合せを専ら個人の携帯で実施する。 ・ 積算が困難な項目を当初の設計から除外し、事業者が決定後に変更での対応を指示される。 ・ 要望を受ける部署と工事部署が同じである。 ・ 積算関係書類を机の上に放置したまま離席する事がある。 ・ 積算書等を印刷した後、電話や雑談などでしばらく放置する事がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行上都合の良い便宜を図ってくれる事業者を偏って選定する。 ・許認可事務で明確な基準のない例外的な案件で、相手により判断がブレる。 ・暴力的、高圧的なクレームから逃れるために不適切な対応を行う。
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・現場対応をきっかけとして業者に付け入れられる。現場対応と設計担当が同一人であること。 ・職員が単独で行動すること。 ・若い職員が対応すること。 ・職務のミスのカバーする仕組みがないこと。(担当のプレッシャーになっており、そのことが後々の業務に影響しているため。) ・ブログ等の個人攻撃に対し組織として守る体制がとられていないこと。
会計課	<p>会計課は全庁の支払情報が集まる場所であるため、各々が守秘義務を遵守し、職場外では仕事の話をしなないようにする。</p>
都市拠点整備本部	<ul style="list-style-type: none"> ・身の丈にあった生活、遊びを行う。無理をした場合、贈収賄事件に巻き込まれる恐れがある。 ・業者対応は2人以上で行う。(再任用とセット)
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の水道トラブル等職務以外の時間帯に連絡を取る可能性がある ・同じ市内で生活している以上、偶然街などで出会うこともあり、いつ利害関係者と会うか予測できないので、常に誰かに見られているという意識を持つことが必要である
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の職員にも疑念を抱かれないために、業者と担当者1名で行うような打ち合わせはできるだけ避け、やむを得ない場合は、オープンスペースを使う。 ・業者も個人の人柄などに付け込んでくる可能性があるため、業務と関係ない会食などは慎み、私的な関係にならない。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務が複雑になっており、間違いやすい。上司が技術職や専門外の場合に相談できる体制が必要である。 ・委託や物品購入の件数が多いため、出入りする業者と馴れ合いになる恐れがある。 ・地域住民として、地元で業者とどのように付き合ったらよいか苦慮することがある。 ・予定価格の算出精度が向上しているため、落札できると思っていた業者から、設計が間違っているのではないかというクレームを受けたことがある。 ・施設管理の委託については、その性格から例年と同じ業者との契約になりやすく、委託業者との関係について緊張感が欠如しがちである。 ・学校教育部は、保護者や地域住民等の訪問者が多く、比較的外部の方々の出入りが自由である。会話や机上の資料からの情報漏洩に注意しなければならない。 ・契約業務などの経験が浅い教育職の知識向上と専門性のある行政職による

	サポート体制の構築が不可欠である。
選挙管理 委員会事 務局	工事だけでなく、業務委託でも同様の事例が発生する（全ての所属で発生する）おそれがある。
監査事務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者、出資団体からの利益供与 ・ 業者と知り合い（親密）になるリスク、 近所、学校の先輩・後輩、自治会・PTA等の会合、ゴルフコンペ、 同じ飲食店等で会うリスク ・ 職場で物品（消耗品、図書等）を購入する際、専行調達の内なら利便性が優先され、購入する業者が偏る傾向にある。
農業委員 会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家台帳、農地リスト、GIS、住民基本台帳などから知り得た情報を漏洩する可能性がある。 ・ 農業委員にのみ提供したつもり情報が、農業委員を通じて農区総代等にも情報が流出してしまう恐れがある。 ・ 提供不可の情報も誤って電話で回答してしまうリスクがある。

入札制度の変遷等について

(1) 制限付一般競争入札の拡大

導入時期・適用範囲

- 平成6年度～ おおむね予定価格1億5千万円以上（建築）
 予定価格1億円以上（土木）
 予定価格3千万円以上（建築に付随する分離発注の管・電気）
- 平成19年度～ おおむね予定価格5千万円以上（工事）
 予定価格1千万円以上（建築分離発注の管・電気）
- コンサル業務の試行
- 平成20年度～ おおむね予定価格3千万円以上（工事）
 予定価格5百万円以上（建築に付随する分離発注の管・電気）
 予定価格1千万円以上（コンサル）
- 平成21年度(10月)～
 おおむね予定価格1千万円以上（工事）
 予定価格5百万円以上（建築に付随する分離発注の管・電気）
 予定価格1千万円以上（コンサル）

(2) 予定価格の事前公表の試行

導入時期・適用範囲

- 平成12年10月1日～ 予定価格5千万円以上
- 平成14年10月1日～ 予定価格3千万円以上
- 平成19年 4月1日～ 予定価格3千万円以上の指名競争入札、
 制限付一般競争入札案件全件

※試行取止め

- 平成23年4月1日～
 ⇒全案件、事後公表へ

(3) 低入札価格調査制度の試行

導入時期・適用範囲

- 平成13年1月4日～ 1億5千万円以上の工事
- 平成20年4月1日～ 調査最低制限価格(失格値)の設定
- 平成22年4月1日～ 3億円以上の工事
- 平成26年4月1日～ 5億円以上の工事

(4) 電子入札システムの導入

導入時期・適用範囲（対象案件の選定方法）

- 平成18年度～ 大規模案件から試行
- 平成19年度～ 制限付一般競争入札案件全件

(5) 総合評価落札方式の実施

導入時期・適用範囲（対象案件の選定方法）

平成19年度～

(6) 最低制限価格等の算定方法の公表

導入時期等

平成21年10月1日～

○最低制限価格、調査基準価格（低入札価格調査制度）

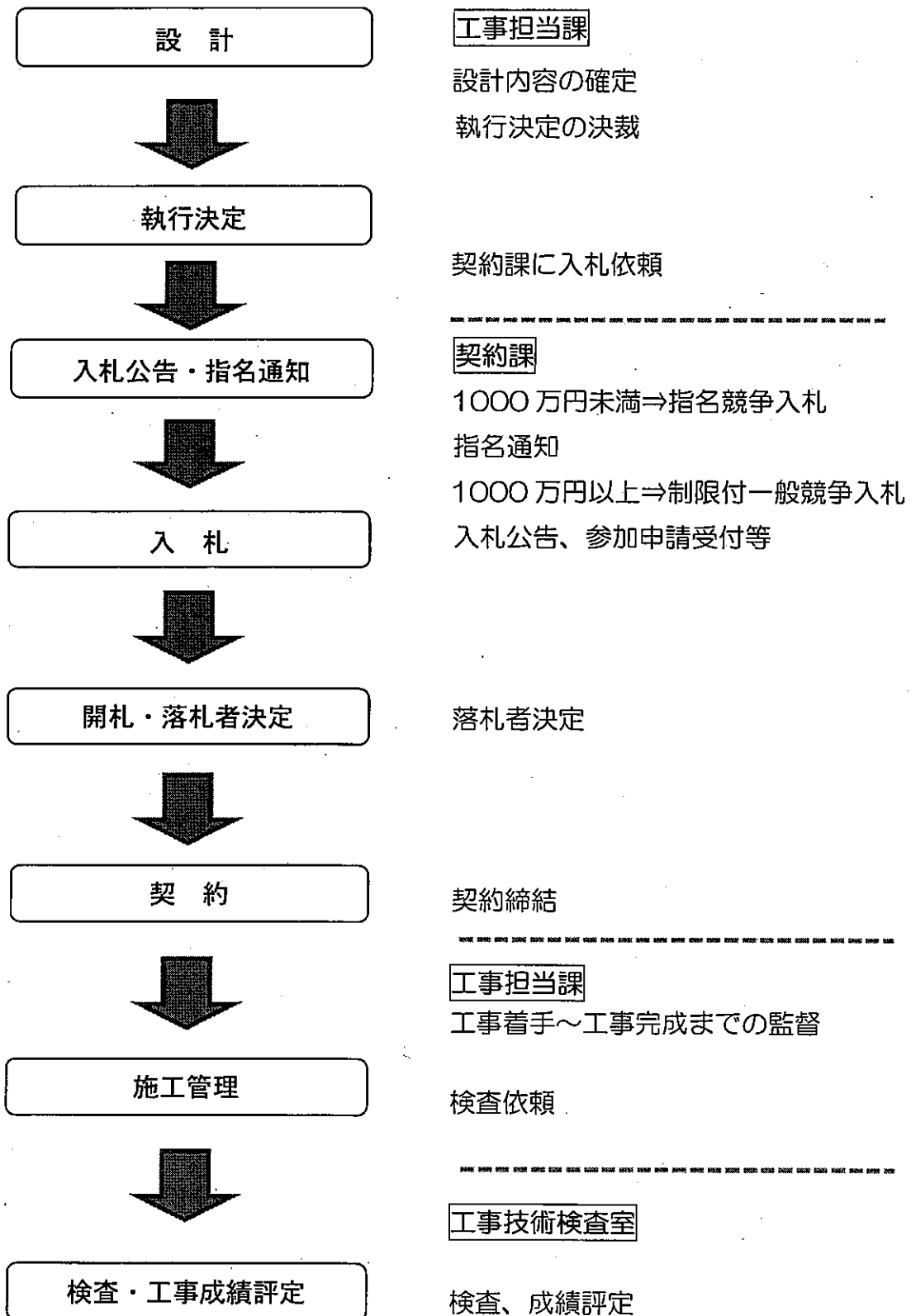
工事の種類	算定式（概ね）
土木・ほ装・鋼構 造物・造園工事	$[直接工事費] \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 80\% + [一般管理費] \times 55\%$
建築・電気・管工 事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 95\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)] \times 80\% + [一般管理費] \times 55\%$
プラント電気設 備・機械設備工事	$\{直接工事費 + (機器費 \times 60\%)\} \times 95\% + [共通仮設費 + (機器費 \times 10\%)] \times 90\% + [現場管理費 + (機器費 \times 20\%)] \times 80\% + [一般管理費 + (機器費 \times 10\%)] \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 90\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 80\% + [一般管理費] \times 55\%$

(7) 最低制限価格等の公表

導入時期

平成23年4月1日～

工事契約事務の流れ（設計～入札・契約～検査）



土木工事契約実績

単位(件数)

年度	契約金額	130万～500万	500万～1000万	1000万～3000万	3000万～5000万	5000万～1億5000万	1億5000万～	合計
平成23年度		170	110	74	13	18	6	391
平成24年度		138	114	59	25	17	4	357
平成25年度		150	131	68	28	18	4	399
平成26年度		170	125	71	28	22	1	417
平成27年度		155	111	82	23	26	2	399
平成28年度 (平成29年1月末現在)		154	127	68	28	19	1	397

土木工事において抽選により落札決定した契約数

年度	抽選件数
平成20年度	17
平成21年度	20
平成22年度	27
平成23年度	4
平成24年度	5
平成25年度	13
平成26年度	50
平成27年度	86
平成28年度 (平成29年1月末現在)	87

積算単価の情報公開について

■積算単価

- ・積算単価とは、工事で使用する資材の単位当りの価格
これに数量を乗じて工種ごとの直接工事費を算出し、諸経費と呼ばれる経費と消費税を加えたものが設計金額となる。
- ・積算単価には様々な種類があり、また、土木工事では使用する単価の優先順位を定めている。
 - ①兵庫県が定める兵庫県土木工事積算単価
 - ②本市が定める姫路市統一単価（見積り、もしくは建設物価調査会及び経済調査会が市場の実勢価格を調査して定める建設物価・積算資料から決定する単価）
 - ③個別に建設物価・積算資料から採用する単価
 - ④個別の見積りにより採用する単価

■積算単価の種類と公表（土木工事）

種類	発行元	公表	備考
兵庫県土木工事 積算単価	兵庫県	公表 (一部非公表)	
物価資料(建設物 価・積算資料)	建設物価調査会、 経済調査会	市販	
姫路市統一単価	姫路市(工事技術 検査室)	非公表(現年)	現年分は品目のみ公表 過年度分の単価はHPで公表
見積り単価	各工事担当課	非公表	過年度分を公開請求に基づき 公開

■姫路市統一単価

- ・各課が発注する土木工事において、工事間での単価値のバラツキ防止、積算事務の効率化などの観点から、平成 24 年度から汎用性の高い資材を統一単価として単価決定し運用を開始。

道路、下水、公園などの資材約 500 品目（H28.10.1 現在 491 品目）

- ・「物価資料に掲載のある単価」と「見積りにより決定する単価」を収録、単価値の決定方法はHPで公表

「物価資料に掲載のある単価」・・・ 2誌の平均値

「見積りにより決定する単価」・・・ 3者以上のメーカー等から見積り、異常値の排除、査定方法、端数処理など

■単価値の類推

- ・積算単価の内、入札前に非公表のものは、「兵庫県土木工事積算単価」の一部と「姫路市統一単価」、「個別の見積りによる単価」の3種類となる。
- ・兵庫県土木工事積算単価において非公表のものは、物価資料からの引用であることから類推は比較的容易である。
- ・姫路市統一単価の「見積りにより決定する単価」と各工事担当課が決定する「見積り単価」は、単価値の決定プロセスにおいて不確定要素があるため、単価値の類推は容易ではないと思われる。

例) 見積り先、メーカーごとの単価値、査定の有無、計算の方法など

